

労災保険法 事例判断力を鍛える

労災保険法で度々出題される「認定基準」。本講座では、業務災害・通勤災害・心理的負荷による精神障害・過重負荷による脳・心臓疾患の4パターンを解説していきます。イラスト付きの事例問題で認定の可否や給付の可否の判断力を鍛えていきましょう！

社会保険労務士
伊藤直子

(社会保険労務士合格研究室)



1 「業務災害」について

■ 業務災害の定義・認定条件を確認しましょう

「業務災害」とは、労災保険法で、「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」と定義されています。

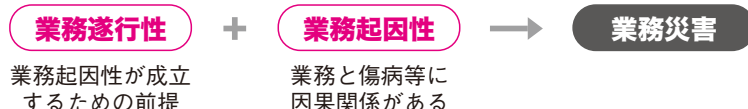
ただし、労災保険法には「業務上」の具体的な内容は規定されていません。そのため、労働者の傷病等が「業務上」に当たるか否かは、行政の解釈に委ねられています。

「業務上」の傷病等と認定される要件として、「業務起因性」と「業務遂行性」があります。

「業務起因性」とは、業務と傷病との間に一定の因果関係があること、「業務遂行性」とは、事業主と労働者の間に使用従属関係があることです。

業務上の傷病と認められるためには、「業務起因性」があることが必要で、業務遂行性は、業務起因性が認められる前提となるものです。

「業務遂行性」がなければ業務起因性はありません。(しかし、業務遂行性があるからといって、必ず業務起因性があるわけでもありません。)

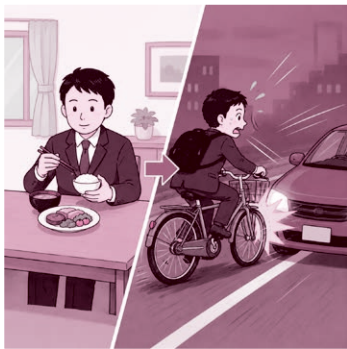


業務遂行性と業務起因性がそろえば、業務災害と認定されます。

／「業務災害」となるかどうか事例問題をみていきましょう

事例問題① 夕食のため一時帰宅し会社に戻る際の事故

Aさんの職場では、残業が午後7時を過ぎる場合は午後3時までに賄係に夕食を注文することになっており、その日の残業命令を受けた人数分の注文は済んでいた。しかし、午後3時を過ぎてから残業命令が出されたAさんの夕食の追加はできなかった。Aさんは、自宅で食事をしてくることを担当課長に申出をし、認められたため、午後6時ごろ自転車で自宅に帰り食事を済ませ、再び自転車で会社に戻る途中で、交通事故により死亡した。



▶ 解説 ◀ **業務上と認められた事例**

残業が予定されている場合は途中で夕食を取ることが必要で、通常は、会社の給食を受けることができました。

その日、Aさんは、残業の決定が遅かったために給食を受けられなくなりました。会社の至近距離に居住していて、そのような場合は、従来から一時帰宅が許されていました。その関係から、**夕食のための一時帰宅の所要時間は労働時間**とされ、その外出は公用外出と認められます。夕食を済ませて会社に戻る順路上の災害は、業務上と解され

ます。(昭37.7.6基収第5037号)

(ポイント) 「作業に伴う必要行為又は合理的行為中」の災害です。事業主からの特別の業務命令による場合は、その行為は労働者の担当する業務行為となりますが、事業主から積極的な是認を受けていない場合は、その行為に「合理性又は必要性」があるかどうかが判断のポイントになります。

事例問題② 休憩中に休憩場所の岩盤が崩壊したことによる事故

工事現場にあった緑泥片岩でできた通称「岩屋」で昼食休憩をしていたところ、岩屋の上磐が倒壊し、労働者Bさんらが死傷した。「岩屋」の他に休憩小屋も設けられていたが、狭く・窓もなく・採光も悪いため、労働者は南向きで暖かい「岩屋」を休憩に利用することが通例であった。なお、岩盤が崩壊した原因は、ダイナマイト数本による発破が行われたため、岩盤の付着部が破壊又は脆弱化していたことにありと推定される。



▶ 解説 ◀ **業務上と認められた事例**

危険な作業環境で**不完全な施設のもとにあったことに起因**する死傷で、業務上の死傷と認められます。(昭33.2.22基収574号)

(ポイント) 「休憩時間中」の災害です。休憩時間中は、労働者は原則として自由行動が許されています。ただし、**事業主の管理する施設下**にあり、災害がその**事業施設の欠陥等**に起因することが証明されれば業務起因性が認められます。

事例問題③ 豪雨下で作業場の監視をしていた際の事故

伐採作業現場主任であるCさんは、当日、豪雨のため作業ができず、途中で作業を中止し、山小屋に帰り休養していた。その間にますます豪雨が激しくなり山小屋の前の川が増水していた。当該労働者は、木材の流出を防ぐため、責任者として作業場を巡視するため、山小屋を出発し再び作業場に赴き、作業中に行方不明となった。